

【EU】 エネルギー効率化指令の制定

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州連合(EU)は、2012年10月25日、エネルギー効率化の促進を目的とする指令を制定した。これは、2020年にEU域内で消費が想定される総エネルギー量を効率化により20%削減するというEUの目標を達成するためにEU域内の共通枠組みを構築するものである。

1 指令制定の背景

欧州委員会は、エネルギー効率化を目的とする2007～2012年の行動計画(COM(2006)545 final)を2006年に策定している。同計画は、エネルギー効率改善により2020年にEU域内で消費が想定される総エネルギー量を20%削減することを目標としたもので(以下「20%効率化目標」)、エネルギーの生産、変換、流通及び消費の全ての段階において、エネルギー効率を高めるための行動を提案したものである。

2007年3月の欧州首脳会議も、気候変動対策及びエネルギー安定供給確保のために「20-20-20」という3つの目標を掲げ、2020年までに、温室効果ガス排出を1990年比で20%削減し、総エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を20%に引き上げるとともに、20%効率化目標を達成することの必要性を強調した。

これらの目標は相互に関係が深く、これを達成するための措置については、総合的な相互調整が必要である。これまでに、エネルギー効率化に関係の深い法令としては、2016年までにエネルギー消費9%節減を目指すエネルギーサービス指令(2006/32/EC)、エネルギー関連製品のエコ設計要件を定める枠組指令(2009/125/EC)、エネルギー消費量表示の対象を家庭電化製品以外のエネルギー関連製品に拡大する指令(2010/30/EU)、建物のエネルギー性能に関する指令(2010/31/EU)等が制定されてきた。しかし、これらは、20%効率化目標達成を加盟国に直接義務付けるものではなかった。

2 新指令の提案

欧州委員会は、2011年3月、当該目標達成の進捗は未だ半分に過ぎないとして、政策文書「エネルギー効率化計画2011(COM(2011)109 final)」及び「2050年までに競争的低炭素経済に移行する道筋(COM(2011)112 final)」を策定し、さらに、同年6月22日、20%効率化目標の達成を加盟国に義務付ける新指令(COM(2011)370 final)を提案した。欧州議会、理事会及び欧州委員会は、第1読会の段階において同提案について機関間での妥協を図り、各加盟国の達成目標値に法的拘束力を付与しない等の効力を減退させる内容を含む修正を行った。そして、この妥協案は、2012年9月11日、欧州議会で圧倒的多数(賛成632票、反対25票、棄権19票)で可決され、10月4日の理事会では、スペインとポルトガルの反対、フィンランドの棄権があったものの、特定多数決により可決され、11月14日のEU官報による公布を経て、12月4日に施行された。

3 指令の内容

公布された指令は、「エネルギー効率に関して定め、併せて指令2009/125/EC及び指令2010/30/EUを改正し、指令2004/8/EC及び指令2006/32/ECを廃止する2012年10月25日の欧州議会及び理事会指令2012/27/EU（注）」である。廃止される2指令は、コージェネレーション指令及びエネルギーサービス指令で、それぞれの指令の内容は新指令に統合された。

この指令は、次の5章により構成され、全30か条、附則15から成っている。

第I章 趣旨、適用範囲、定義及びエネルギー効率目標（第1条～第3条）

第II章 エネルギー消費における効率（第4条～第13条）

第III章 エネルギー供給における効率（第14条～第15条）

第IV章 横断的規定（第16条～第21条）

第V章 補則（第22条～第30条）

各加盟国は、2014年6月5日までに同指令に従って国内法を整備しなければならない。加盟国に課される具体的な義務について例を挙げれば、次のようなものがある。

加盟国は、2013年4月末までに、第1次若しくは最終エネルギー消費量、第1次若しくは最終エネルギー削減量又はエネルギー効率の指標であるエネルギー強度（energy intensity）のいずれかのエネルギー効率化目標を提示する（第3条）。加盟国は、2013年4月から毎年、目標達成状況を欧州委員会に報告し、エネルギー効率化行動計画を2014年4月末から3年毎に策定して欧州委員会に提出する（第24条）。

各加盟国の中央政府はエネルギー効率化の模範を示し、その他公的機関にエネルギー効率化を奨励するものとし、中央政府は、その所有する施設に冷房又は暖房設備があるものについて、その全床面積が500m²以上のものは2014年1月から、250m²以上のものは2015年7月から、建物のエネルギー性能に関する指令に規定する要件を満たすようにその全床面積の3%ずつを毎年改修する（第5条）。中央政府の調達に際しては、附則第IIIに規定するエネルギー効率をその調達要件として記載する（第6条）。

各加盟国は、エネルギーの効率化義務の枠組みを策定し、2014年から2020年までの間、エネルギーの供給事業者及び小売業者の販売量を毎年削減させる措置をとる。毎年のその削減量は、直近3年間における販売実績の年平均の1.5%とし、又は少なくともこれと同等となるような代替措置をとる。（第7条）

その他、加盟国は、大企業にエネルギー使用等に関する監査を2015年12月から4年毎に受けさせること（第8条）、節約促進を目的として電力、ガス、地域冷暖房等の消費状況を表示するメーターを最終顧客に普及すること（第9条）等が規定されている。

注（インターネット情報は、2012年12月17日現在である。）

- ・ “DIRECTIVE 2012/27/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2012 on energy efficiency, amending Directives 2009/125/EC and 2010/30/EU and repealing Directives 2004/8/EC and 2006/32/EC,” *OJ*, L315, 14.11.2012, pp.1-56.
<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:315:0001:0056:EN:PDF>>